

議案第 93 号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の217.5」を「100分の227.5」に、「100分の130.5」を「100分の136.5」に、「100分の65.25」を「100分の68.25」に改める。

第 2 条 渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

別表中「100分の227.5」を「100分の222.5」に、「100分の136.5」を「100分の133.5」に、「100分の68.25」を「100分の66.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
在職期間	割合	在職期間	割合
6か月	<u>100分の227.5</u>	6か月	<u>100分の217.5</u>
3か月以上6か月未満	<u>100分の136.5</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の130.5</u>
3か月未満	<u>100分の68.25</u>	3か月未満	<u>100分の65.25</u>

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
在職期間	割合	在職期間	割合
6か月	<u>100分の222.5</u>	6か月	<u>100分の227.5</u>
3か月以上6か月未満	<u>100分の133.5</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の136.5</u>
3か月未満	<u>100分の66.75</u>	3か月未満	<u>100分の68.25</u>